

平成 24 年 6 月 20 日

沖縄電力株式会社

再生可能エネルギーの固定価格買取制度実施に伴う 供給約款等の変更届出等について

当社は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」等に基づく再生可能エネルギーの固定価格買取制度が平成 24 年 7 月 1 日に実施されることに伴い、再生可能エネルギー発電促進賦課金について規定した供給約款等の変更届出等を、本日、経済産業大臣に行いました。

また、託送供給約款等においても、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入等に併せて所要の変更届出等を行いました。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の内容については添付資料のとおりです。

添付資料①：再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要について

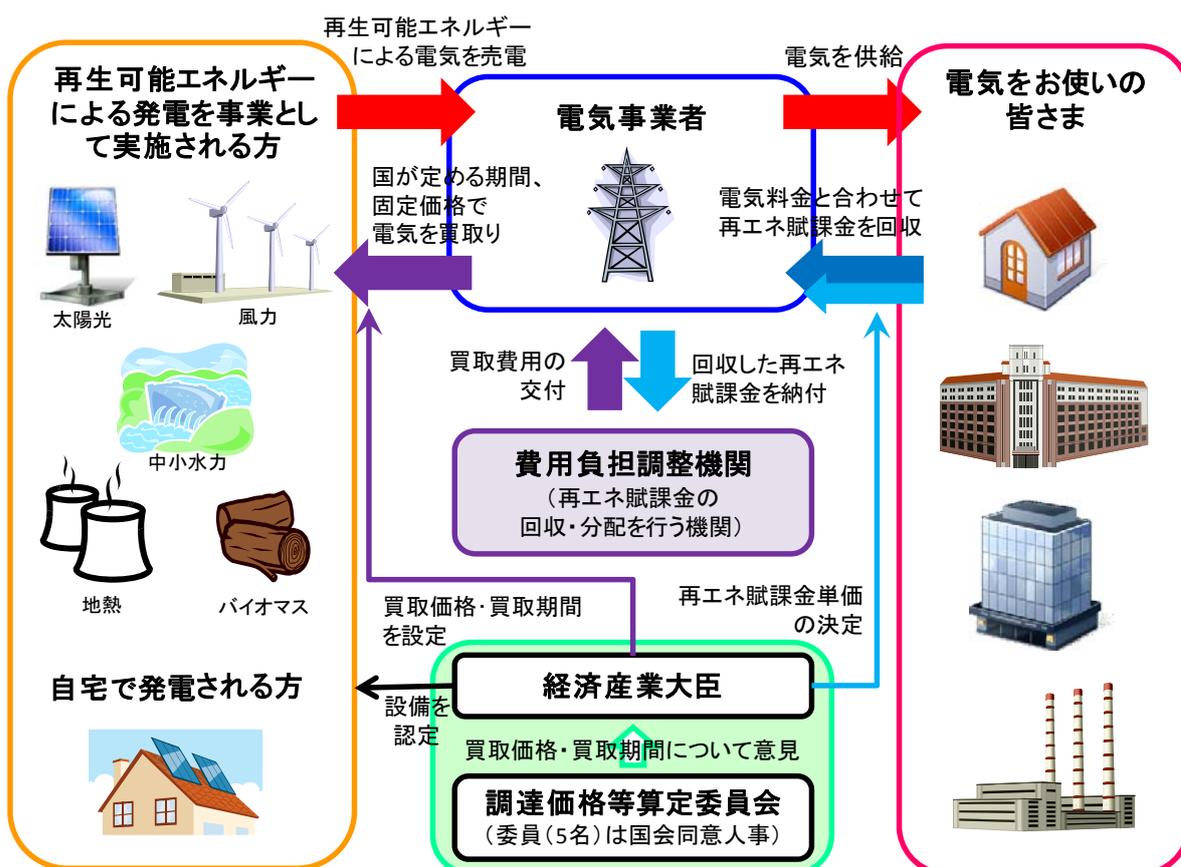
添付資料②：供給約款等の変更届出等の内容について

以上

再生可能エネルギーの固定価格買取制度の概要について

再生可能エネルギーの固定価格買取制度は、再生可能エネルギーから発電された電気を国が設定した単価で電気事業者に買取することを義務付けた制度です。本制度において買取りにかかった費用は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下「再エネ賦課金」といいます。）」として電気をお使いの全ての皆さまから、ご負担いただく仕組みとなっております。

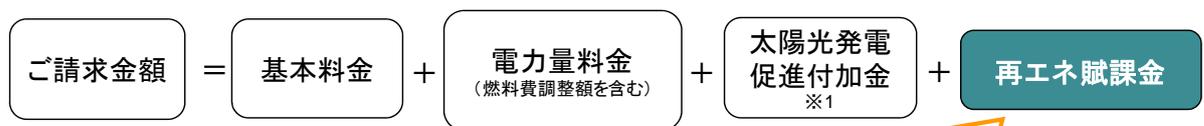
（再生可能エネルギーの固定価格買取制度のイメージ図）



1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金のご負担について

買取りに要する費用は、再エネ賦課金として、電気をお使いの皆さまに電気のご使用量に応じてご負担いただきます。

(ご請求金額のイメージ図)



再エネ賦課金の算定方法

$$\text{再エネ賦課金} = \text{再エネ賦課金単価 (円/kWh)} \times \text{電気ご使用量 (kWh)}$$

注)円未満切り捨て。

※1 太陽光発電促進付加金については、平成 26 年度まで、引き続きご負担いただく見込みとなっております。

ただし、以下のお客さまは再エネ賦課金が減免されます。

●多消費産業のお客さま

法令で定める要件を満たす事業所については、国の認定^{*}を受けることによって 8 割が減免されます。

※当社管内においては、内閣府 沖縄総合事務局が認定します。

●東日本大震災で被災されたお客さま

東日本大震災により著しい被害を受けた施設等の内、法令で定める電気の利用者については、平成 24 年 8 月分から平成 25 年 4 月分までの 9 ヶ月間免除されます。

また、太陽光発電促進付加金も同じ期間は免除されます。

2. 再エネ賦課金単価

再エネ賦課金の単価は、買取価格等をもとに年間でどのくらい再生可能エネルギーが導入されるかを想定し、毎年度、経済産業大臣が再エネ賦課金の単価を決めます。なお、想定値と実績値の差分については、翌々年度の再エネ賦課金単価で調整します。

期 間	平成 24 年度 (平成 24 年 8 月分から平成 25 年 3 月分まで)
単 価	0.22 円/kWh

※再エネ賦課金の単価は、全国一律の単価となります。

※従量制供給の場合、供給電圧にかかわらず、一律上記単価となります。

※消費税等相当額を含みます。

○従量電灯の平均的なモデル料金への影響額

期 間	平成 24 年度 (平成 24 年 8 月分から平成 25 年 3 月分まで)
1 月あたりの影響額	66 円

※月間使用量 300kWh、消費税等相当額を含みます。

3. 自由化部門のお客さまのご負担について

再エネ賦課金は、電気をお使いの皆さま全員でご負担いただくことになっており、自由化部門のお客さまに関してもご負担いただくこととなります。

以 上

供給約款等の変更届出等の内容について

○供給約款関連

		手続きの種類	主な内容
供給約款		変更届出	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ賦課金をご負担いただくための手当て。 <p>ご請求金額 =</p> <p>早収料金(または遅収料金) + 再エネ賦課金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の認定を受けた事業所の再エネ賦課金を政令で定めた割合を減免するよう手当て。 ・東日本大震災の被災者の再エネ賦課金を全額免除するよう手当て。
選択約款		変更届出	同 上
供給約款等以外の供給条件	定額電灯および公衆街路灯Aの料金についての特別措置	特例認可申請	<ul style="list-style-type: none"> ・供給約款等の届出年月日が記載されているため、新たな届出年月日に置換え。
	料金についての特別措置 〔太陽光発電促進付加金〕	同 上	<ul style="list-style-type: none"> ・供給約款等の届出年月日が記載されているため、新たな届出年月日に置換え。 ・東日本大震災の被災者の太陽光発電促進付加金を全額免除するよう手当て。
	需要場所の特別措置	同 上	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに特例認可された電気自動車に係る急速充電器に加え、一定の要件を満たす再生可能エネルギー発電設備についても、当分の間、1構内であっても別契約ができるよう手当て。
最終保障約款		変更届出	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネ賦課金をご負担いただくための手当て。 <p>ご請求金額 =</p> <p>早収料金(または遅収料金) + 再エネ賦課金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の認定を受けた事業所の再エネ賦課金を政令で定めた割合を減免するよう手当て。 ・東日本大震災の被災者の再エネ賦課金を全額免除するよう手当て。

○託送供給約款関連

	手続きの種類	主な内容
託送供給約款	変更届出	<ul style="list-style-type: none"> ・特定電気事業者(地域限定の電気事業者)が、送配電ネットワークを經由して再生可能エネルギー等の外部電源を調達できるよう手当て。 ・自家発の発電市場への参入を促す観点から変動範囲超過電力料金の夜間時間単価の引下げ。 ・すでに特例承認された電気自動車に係る急速充電器に加え、一定の要件を満たす再生可能エネルギー発電設備についても、当分の間、1構内であっても別契約ができるよう手当てし、託送供給約款の附則に取込み。
託送供給約款以外の供給条件	燃料費調整についての特別措置	特例承認申請 <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給約款の届出年月日が記載されているため、新たな届出年月日に置換え。
	料金についての特別措置 〔太陽光発電促進付加金〕	同 上 <ul style="list-style-type: none"> ・託送供給約款の届出年月日が記載されているため、新たな届出年月日に置換え。 ・東日本大震災の被災者の太陽光発電促進付加金を全額免除するよう手当て。
	高圧受電または低圧受電についての特別措置	同 上 <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度においては、新電力(PPS)等の買取りも可能となるため、新電力等が調達する電源が高圧または低圧となるケースでも送配電ネットワークを利用できるよう手当て。

以上